

理解度確認テスト (問題用紙)

注意事項

- テストを解答するときに、「市民後見人養成テキスト」「レジュメ集1・2・3」「本講座で配布された資料」「自分で作成したノート等の資料」を参照することができます。(それ以外の資料を参照することはできません。)
- 問題用紙は、テストが開始されるまでページを開かないようにしてください(問題文を見ないようにしてください)。
- 解答は、問題用紙ではなく解答用紙に記入してください。テスト終了後、解答用紙のみを回収いたします(問題用紙はお持ち帰りください)。
- テストの解答時間は60分です。
- 解答方式は次の2つからなっています。
 - (1) 2択方式(○×方式)
問題文の内容が正しければ○を、間違っていれば×を解答用紙に記入してください。
 - (2) 5択方式(5つの選択肢の中から1つを選択)
1~5の選択肢の中から、正解の選択肢を1つ選んで、その番号を解答用紙に記入してください。
- 各問の配点は解答用紙に記載しています(合計100点です)。
- テストの内容は、1月25日・26日の講義を受講していなくても、解答可能な内容となっています。
- 不正行為は決して行わないでください。(不正が認定された場合、本テストの得点は0点となります。)

- 本テストにおいて、次の用語を用います。
 - 後見人＝ 成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人 の総称
 - 成年後見人等＝ 成年後見人、保佐人、補助人 の総称
 - 成年被後見人等＝ 成年被後見人、被保佐人、被補助人 の総称
 - 本人＝ 成年被後見人、被保佐人、被補助人(あるいは、それらになり得べき者)、および任意後見契約の委任者 の総称
 - 監督人＝ 成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人 の総称
 - 成年後見監督人等＝ 成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人 の総称
 - 後見開始の審判等＝ 後見開始の審判、保佐開始の審判、補助開始の審判 の総称

問1

総務省「人口推計」（2024年7月）によると、2024年の日本の高齢化率は約 [] である。

空欄に最もよく当てはまる選択肢の番号を1つ選択せよ。【2点】

- (1) 10%、 (2) 20%、 (3) 30%、 (4) 40%、 (5) 50%

問2

最高裁判所の公表資料（「成年後見関係事件の概況（2024年）」）によると、2023年における後見開始の審判等の申立件数は約4万件であり、そのうち親族以外の人成年後見人等を選任された件数の割合は約 [] となっている。

空欄に最もよく当てはまる選択肢の番号を1つ選択せよ。【2点】

- (1) 50%、 (2) 60%、 (3) 70%、 (4) 80%、 (5) 90%

問3

現在の日本の成年後見制度は、2009年に「成年後見制度の創設に関する法律」が新たに制定されることにより成立し、その翌年に介護保険制度と同時に施行された。その際、従前の禁治産制度が後見に改められ、それに保佐と補助が新たに追加されることによって法定後見制度が形成されることとなった。○か×か？【2点】

問4

一般に、後見人が後見活動を行う際に依拠すべきとされている3つの基本理念は、「自己決定の尊重」「残存能力の活用」「意思決定の支援」といわれている。○か×か？【2点】

問5

保佐開始の審判の申立てがなされたとき、法律上、家庭裁判所は、本人が心身の障害により事理を弁識する能力が不十分である者について、保佐開始の審判を行うことができる。○か×か？【2点】

問6

次のうち、法律上の申立権者として、家庭裁判所に対して後見開始の審判の申立てを行うことができない者はどれか。該当する選択肢の番号を1つ選択せよ。【3点】

- (1) 本人
- (2) (本人の) 孫
- (3) (本人の) 内縁の妻
- (4) (本人の) 補助監督人
- (5) (本人の) 任意後見受任者

問7

後見開始の審判等の申立ては、[①]の住所地を管轄する家庭裁判所に対して行わなければならない。また、当該審判の申立てを取り下げるためには、[②]の許可を得る必要がある。そして、[③]開始の審判の申立てがなされたとき、家庭裁判所は、原則として、本人の精神鑑定をしなければ当該審判をすることはできない。

①、②、③の空欄に当てはまる語句の組み合わせとして、最も適当な選択肢の番号を1つ選択せよ。【4点】

- (1) ①本人、 ②本人、 ③保佐または補助
- (2) ①本人、 ②家庭裁判所、 ③後見または保佐
- (3) ①申立人、 ②本人、 ③保佐または補助
- (4) ①申立人、 ②家庭裁判所、 ③保佐または補助
- (5) ①申立人、 ②本人、 ③後見または保佐

問8

次のうち、法律上の欠格事由により、成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）になることができない者はどれか。最も適当な選択肢の番号を1つ選択せよ。【3点】

- (1) 成年後見人等を辞任したことがある人
- (2) 精神障がい者
- (3) 懲役刑以上の有罪判決を受けたことがある人
- (4) 本人に対して訴訟をした人の親
- (5) 本人と利益相反の関係にある人

問9

次の各審判について、本人以外の申立権者が申し立てるとき、本人の同意が不要な審判はどれか。最も適当な選択肢の番号を1つ選択せよ。【5点】

- (1) 補助開始の審判
- (2) 成年後見人に代理権を付与する審判
- (3) 保佐人に同意権を付与する審判
- (4) 補助人に代理権を付与する審判
- (5) 任意後見監督人選任の審判

問10

後見開始の審判等がなされたことについて不服があって、家庭裁判所に不服申立てをしたい場合、[①]は、当該審判の告知がなされた日から[②]以内であれば、当該審判に対して即時抗告を行うことができる。また、成年後見人等の選任の審判については、即時抗告を行うことが[③]。

①、②、③の空欄に当てはまる語句の組み合わせとして、最も適当な選択肢の番号を1つ選択せよ。【4点】

- (1) ①本人、配偶者、4親等内の親族など、 ②2週間、 ③できる
- (2) ①本人、配偶者、4親等内の親族など、 ②2週間、 ③できない
- (3) ①本人、配偶者、4親等内の親族など、 ②4週間、 ③できない
- (4) ①後見開始の審判等の申立人、 ②2週間、 ③できない
- (5) ①後見開始の審判等の申立人、 ②4週間、 ③できる

問11

次のうち、家庭裁判所の審判によって後見人等に付与される権限（代理権・同意権・取消権・追認権）に関する説明として正しいものはどれか。最も適当な選択肢の番号を1つ選択せよ。

（※本設問における「重要な法律行為」とは、民法13条第1項所定の行為のことを指す。）【5点】

- (1) 後見開始の審判がなされることによって、成年後見人には本人の財産管理に関する広範な代理権・同意権・取消権・追認権が付与される。
- (2) 保佐開始の審判がなされることによって、保佐人には本人の重要な法律行為に関する同意権・取消権・追認権が付与される。
- (3) 補助開始の審判がなされることによって、補助人には本人の重要な法律行為に関する代理権が付与される。
- (4) 成年後見監督人選任の審判がなされることによって、成年後見監督人には本人の財産管理に関する広範な追認権が付与される。
- (5) 任意後見監督人選任の審判がなされることによって、任意後見人には任意後見契約に規定された代理権・取消権が付与される。

問12

次のうち、後見人の職務において遵守すべき法的義務に関する説明として正しいものはどれか。最も適当な選択肢の番号を1つ選択せよ。【6点】

- (1) 保佐人は、原則として就任した日から3ヵ月以内に、本人の財産目録と収支予定表を作成しなければならない。
- (2) 後見人は、善良な管理者の注意（自己のためにするのと同じの注意）をもって、後見事務を行わなければならない。
- (3) 後見人は、本人の生活、身上監護および財産の管理に関する事務を行うに当たっては、本人の意思決定を支援し、かつ、その病状の回復や親族の意向に配慮しなければならない。
- (4) 補助人が、本人に代理して重要な法律行為（民法第13条第1項所定の行為）をする場合、補助監督人がいるときは、その同意を得なければならない。
- (5) 成年後見監督人等や家庭裁判所から、後見事務の報告の要請を受け、または後見事務や本人の財産状況の調査を受ける場合、成年後見人等はその求めに応じなければならない。

問13

次のうち、成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）による権限行使に関する説明として正しいものはどれか。最も適当な選択肢の番号を1つ選択せよ。【6点】

- (1) 成年後見人は、原則として、本人が遺言をしたことについて取消権を行使することができる。
- (2) 成年後見人は、本人の日常生活に関する行為（日用品の購入等）について、代理権を行使することはできるが、取消権を行使することはできない。
- (3) 成年後見人は、後見開始の審判がなされる前に本人が行った法律行為を取り消すことができる。
- (4) 成年後見人等は、原則として、付与された代理権を用いて、自己契約および双方代理を有効な代理行為として行うことができる。
- (5) 成年後見人等が利益相反行為を行おうとする場合、成年後見監督人等がいないときは、家庭裁判所が本人に代理して当該行為を行う。

問14

成年後見人等は、正当な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、成年後見人等を辞任することができる。この辞任によって、後任の成年後見人等が必要になった場合、辞任した成年後見人等は、遅滞なく家庭裁判所に新たな成年後見人等を選任する審判を申し立てなければならない。○か×か？【2点】

問15

次のうち、本人が死亡して後見等（後見・保佐・補助）が終了した場合に、成年後見人等が行うべき事柄に関する説明として誤っているものはどれか。最も適当な選択肢の番号を1つ選択せよ。【6点】

- (1) 成年後見人等が、本人が死亡したことを知ったときは、東京法務局に対して後見等の終了登記を申請しなければならない。
- (2) 成年後見人等には応急処分義務が課されており、後見等の終了後に急迫の事情が生じた場合、相続人等が事務を行えるようになるまでの間、成年後見人等は必要な処分をしなければならない。
- (3) 後見等の終了後、本人に相続人がいる場合、成年後見人等は、それまで管理していた本人の財産を相続人に引き渡すことになるが、相続人がいないか存否や所在が不明な場合は、家庭裁判所にその財産を引き渡さなければならない。
- (4) 本人の死亡後、相続人が火葬を行うことができないとき、相続人が反対していなければ、家庭裁判所の許可を得たうえで、成年後見人は火葬を行うことができる。
- (5) 成年後見人等は、後見等が終了したとき、原則として終了日から2ヵ月以内に、その管理の計算（最終的な財産目録の作成など）をしなければならない。

問16

任意後見契約は、委任者が受任者に後見事務の実施を委託する委任契約であり、所定の様式の公正証書または公証人の認証を得た私署証書によって契約を締結しなければならない。○か×か？【2点】

問17

任意後見監督人選任の審判の申立てがなされたとき、家庭裁判所は、任意後見受任者が成年後見人等の欠格事由に該当している場合であっても、不正な行為や著しい不行跡などがなければ、当該審判をすることができる。○か×か？【2点】

問18

次のうち、任意後見の開始後、任意後見契約が終了する事由にならないものはどれか。最も適当な選択肢の番号を1つ選択せよ。【5点】

- (1) 任意後見人が、公証人の認証を受けた書面により任意後見契約を解除すること
- (2) 任意後見人が後見開始の審判を受けること
- (3) 本人が後見開始の審判を受けること
- (4) 任意後見人が破産すること
- (5) 任意後見人が解任されること

問19

遺留分侵害額請求とは、遺留分権利者（兄弟姉妹以外の法定相続人）等が、遺留分を侵害した受遺者または受贈者に対して、遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求することである。○か×か？【2点】

問20

フレイルとは、高齢者の精神的な問題状況を表す概念である。高齢者が健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体機能や認知機能の低下などが見られる状態のことをフレイルというが、治療や予防を行っても再び健康な状態には戻り得ないという不可逆性が包含されている。○か×か？【2点】

問21

認知症の〔① 〕症状としては、記憶障害、見当識障害、実行機能障害、理解・判断力の障害などがある。これらの症状のうち〔② 〕は、状況判断に基づいて計画を立て、段取りを決めて実行することが難しくなる。また、〔③ 〕は、時間（季節、年月等）、場所（自分の居場所等）、人物（人間関係等）などに関する基本的な状況を把握することが難しくなる。

①、②、③の空欄に当てはまる語句の組み合わせとして、最も適切な選択肢の番号を1つ選択せよ。【4点】

- (1) ①中核、 ②実行機能障害、 ③見当識障害
- (2) ①中核、 ②理解・判断力の障害、 ③見当識障害
- (3) ①中核、 ②理解・判断力の障害、 ③記憶障害
- (4) ①周辺、 ②実行機能障害、 ③見当識障害
- (5) ①周辺、 ②理解・判断力の障害、 ③記憶障害

問22

知的障がいは、一般的には、知的機能（知能指数：IQ）が低く、機能や適応行動に制約を伴い、主に壮年期に生じる障がいとされている。診断の目安となるIQの程度としては、およそIQ50以下の場合に、知的障がいと診断されることが多い。知的障がいは、支援によって知的能力が大きく改善することはあるが、生活能力（働く・暮らす）が発達することはほぼない。○か×か？【2点】

問23

ヤングケアラーは、子ども・若者育成支援推進法において「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義されており、国・地方公共団体等が各種支援（社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助）に努めるべき対象とされている。○か×か？【2点】

問24

次のうち、障害者総合支援法に関する説明として誤っているものはどれか。最も適切な選択肢の番号を1つ選択せよ。【5点】

- (1) 障害者総合支援法が定めるサービスには、大きく言って「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2種類がある。
- (2) 「自立支援給付」の種類としては、介護給付、訓練等給付、相談支援、自立支援医療などがある。このうち、介護給付と訓練等給付を合わせて「障害福祉サービス」という。
- (3) 自立支援給付の対象者は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、（障害者総合支援法で指定されている）難病患者などである。
- (4) 介護給付を受けるためには、「障害支援区分」の認定を受ける必要がある。そして、この支援区分やサービス等利用計画案などを踏まえたうえで、サービスの支給決定がなされる。
- (5) 障害福祉サービスを利用した際の利用者負担は、原則として利用料の3割である。

問25

「日常生活自立支援事業」とは、[①]が、判断能力が不十分な人等(ただし[②]能力をなお有する人)について、地域において自立した生活が送れるように、[③]に基づき、福祉サービスの利用援助、定期的な訪問、日常的な金銭管理などの支援を行うものをいう。

①、②、③の空欄に当てはまる語句の組み合わせとして、最も適切な選択肢の番号を1つ選択せよ。【3点】

- (1) ①社会福祉協議会、 ②意思疎通、 ③後見制度の利用
- (2) ①社会福祉協議会、 ②契約締結、 ③利用者との契約
- (3) ①後見実施機関、 ②契約締結、 ③後見制度の利用
- (4) ①後見実施機関、 ②契約締結、 ③利用者との契約
- (5) ①後見実施機関、 ②意思疎通、 ③後見制度の利用

問26

2016年に成立した成年後見制度〔① 〕法に基づき、2017年に第1期基本計画、2022年に第2期基本計画が策定された。この基本計画では、各市町村が、地域の権利擁護支援や後見制度の利用促進を進めるために、〔② 〕ネットワークを整備するとともに、そのコーディネートを担う機関として〔③ 〕を設置することなどが求められている。

①、②、③の空欄に当てはまる語句の組み合わせとして、最も適切な選択肢の番号を1つ選択せよ。【4点】

- (1) ①改革基本、②地域連携、③後見実施機関
- (2) ①改革基本、②地域後見、③中核機関
- (3) ①改革基本、②地域連携、③中核機関
- (4) ①利用促進、②地域後見、③後見実施機関
- (5) ①利用促進、②地域連携、③中核機関

問27

社会保障制度審議会の勧告によると、日本の社会保障制度の基本的な考え方は、国民が〔① 〕によって自らの生活を維持する責任を負うことを原則とし、〔② 〕を社会保障制度の中心に位置づけながら、〔③ 〕制度を困窮に陥った国民の最後の拠り所とする、というものである。そして、社会保障制度は大きく言って次の4つから構成されるとしている。つまり、「〔② 〕（年金、医療・介護保険等）」「社会福祉（高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等）」「公的扶助（〔③ 〕等）」「保健医療・公衆衛生」の4つである。

①、②、③の空欄に当てはまる語句の組み合わせとして、最も適切な選択肢の番号を1つ選択せよ。【3点】

- (1) ①地域共生、②社会保険、③生活保護
- (2) ①地域共生、②相互連帯、③地域福祉
- (3) ①地域共生、②社会保険、③地域福祉
- (4) ①自助努力、②社会保険、③生活保護
- (5) ①自助努力、②相互連帯、③生活保護

問28

不動産取引の媒介契約とは、不動産の売買や賃貸借等の取引を行う際、売主や貸主などが不動産会社に仲介を依頼するとき不動産会社と結ぶ契約のことである。媒介契約には、専属専任媒介契約と一般媒介契約の2種類があり、一般媒介契約の方が契約の拘束力が強い。○か×か？【2点】

問29

「生活困窮者自立支援制度」とは、就労や心身の状況等の様々な事情によって経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人を対象に、各自治体が、生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援や住宅確保給付金の支給などの包括的な支援を行う制度のことをいう。○か×か？【2点】

問30

次のうち、日本の生活保護制度に関する説明として正しいものはどれか。最も適切と考えられる選択肢の番号を1つ選択せよ。【6点】

- (1) 生活保護制度は、憲法第96条の「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とする平等権の理念に基づいている。
- (2) 生活保護の受給は、申請者の資産や能力等あらゆるものを活用することが前提となっており、保護の適否を判断する際に、預貯金等の資産、年金・手当等の受給の有無、就労の可否、扶養義務者による扶養の可否などが調査される。
- (3) 生活保護の希望者が持ち家や自動車を所有している場合、または住むところがない場合、生活保護の申請をすることはできない。
- (4) 保護費は、被保護者の収入が、国民平均所得から算定された一定の水準以下の場合に、所定の最低生活費が被保護者に対して定額で支給される。
- (5) 保護の種類としては、生活扶助（食費・家賃等）、福祉扶助（医療・介護・福祉サービスの費用）、生業扶助（出産・冠婚葬祭・税金の費用）、教育扶助（職業訓練費）などがある。

以上